令　和　3　年　度

助成金

申請の手引き

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業

この助成金は、隠岐の島町の皆さまにご協力いただいた共同募金が財源です。

隠岐の島町共同募金委員会
隠岐の島町原田 396
社会福祉法人隠岐の島町社会福祉協議会内
電話　2-0685　ＦＡＸ　2-4517

各助成事業について

助成事業名	対象となる活動	令和３年度の留意点	頁
安心づくり助成	・高齢者の孤立を無くすために、地区で見守りに取り組みたい！ ・子どもの安全のため、パトロール活動をしたい！ ・地区の中で助け合いの活動をする組織を作りたい！ ・沈みがちな今だからこそ、自治会の中で、明るく元気になる活動がしたい！ など	・上限額の変更があります。 ・交付要領・交付申請書様式に変更があります。 ・年度によって、助成額の予算や申請数が違うため、過去に申請した同一の内容であっても、採択金額は同じとは限りません。 ・本会で受理した交付申請書は、そのまま審査委員会で使用します。	２ ～ ８
交流づくり助成	・中止していた敬老会を開催したい！ ・敬老の日に合わせて、地区の子ども達による手作りの記念品を配りたい！　など	令和３年度７５歳以上になる方（対象者）は、役場町民課で住民基本台帳から確認ができます。確認は、令和３年５月１日より閲覧可能ですが、手続きから閲覧まで約１０日前後かかります。	９ ～ 13
ふれあいサロン助成	・感染予防策をとりながら、近隣住民で集い、楽しみたい！ ・サロンの協力者で、高齢者を見守り、お菓子やお弁当を届けたい！ ・同じ悩みをもつ人で集い、情報交換したい！　など	やむを得ず計画通り実施できない月には、対象者の声掛けや安否確認を代替として実施することも可とします。	14 ～ 19
審査基準			20

1．はじめに

隠岐の島町共同募金委員会は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めることを目的に隠岐の島町内において活動する団体に対して、福祉活動がより充実したものとなるよう、住み良い地域づくり推進プロジェクト事業により助成金を交付しています。

この度、ご案内する助成金は、令和２年度に隠岐の島町の皆さまにご協力いただいた共同募金が財源です。近年共同募金は減少しており、これまで通りの助成事業の実施が難しく、令和３年度は、安心づくり助成を大きく改正しましたので、ご理解の程よろしくお願いします。

2．申請手続き

○必ず、手引きで該当する助成の記入のポイントを確認し、交付申請書の作成を行ってください。

○申請様式は、隠岐の島町社会福祉協議会ホームページ（共同募金助成）からダウンロードが可能です。

○交付申請書の作成についてのご相談は、下記問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

○受理した交付申請書については、申請内容を聞き取りさせていただくこともあります。募集期間内にお早目にご提出ください。

○その他、不明な点等ある場合も、お気軽にご相談ください。

3．交付決定について

○隠岐の島町共同募金委員会審査基準に基づき審査し、令和３年度６月中に全申請者へ決定の可否について文書でお知らせします。

○助成金の交付については、交付決定後、各助成の交付方法に合わせ、口座振込とします。

○安心づくり助成とふれあいサロン助成は、令和３年６月下旬に振込予定です。交流づくり助成は、事業実施後の精算払いです。

問い合わせ先
隠岐の島町共同募金委員会(隠岐の島町社会福祉協議会)
電話：２−０６８５　ＦＡＸ：２−４５１７
担当：藤山・池田

令和３年度「安心づくり助成」募集概要

項　目	内　　容
１．目　的	町民誰もが明るく住みよい地域社会を創造するために取り組まれる様々な活動を応援することを目的とする。
２．対象団体	次の各号のいずれかに該当し、①から⑤を全て満たしている団体・グループ (1) 自治会区、或いは複数の自治会区を範囲として組織される団体・グループ (2) 福祉課題を抱える当事者団体・グループ (3) 福祉課題解決を目指す活動に取り組む団体・グループ ※ 法人格の有無など、団体属性は問わない ①２人以上で構成され、隠岐の島町内に活動拠点がある ②団体の代表者等の氏名、住所、連絡先等を確認できる ③国及び地方公共団体でない ④小・中・高校・養護学校、保育所（園）子ども園、並びに生徒会、クラブ、ボランティア委員会、PTA、保護者会でない ⑤他の共同募金助成を受けていない
３．対象活動	地域における生活・福祉課題の解決を図るために取り組まれる多様な活動 【 対象活動　（活動例は助成金交付要領を参照）】 (1) 見守り活動 (2) 生活支援活動 (3) 防災活動 (4) 障がい者・当事者団体支援活動 (5) 子育て支援活動 (6) その他、地域の福祉課題解決に取り組む活動　など 【 対象とならない活動 】 (1) 営利を目的とする活動 (2) 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動 (3) 団体・グループ内での親睦会や構成員のみを対象とした交流行事等 (4) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動 (5) 団体の経常的活動経費と認められる活動 (6) 外部への委託費、備品等の購入のみの活動
４．上 限 額	50,000 円
５．助成の決定	令和３年６月下旬（予定） ※別に定める審査委員会で助成額を決定する。
６．経費科目	報償費・旅費・需用費・役務費・委託料及び工事請負費・使用料及び賃借料・備品/物品等購入費
７．交付方法	概算払い
８．募集期間	令和３年２月１０日(水)～令和３年３月３１日(水)

令和３年度　隠岐の島町共同募金委員会

「住みよい地域づくり推進プロジェクト事業」助成金交付要領
～ 安心づくり助成 ～

１．通　　則

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業による「安心づくり」助成金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、この要領に定めるところによる。

２．交付の目的

この助成金は、地域福祉の推進に寄与することが見込まれる活動に対して助成することで、明るく住みよい地域社会を創造することを目的とする。

３．助成対象事業の実施期間

この助成の助成対象期間は、交付を受けた当該年度内で実施されるものとする。

４．交付の対象

この助成金は、次の各号のいずれかに該当する実施主体が行う別表１の左欄に掲げる福祉活動を対象とする。

(1) 自治会区、或いは複数の自治会区を範囲として組織される団体・グループ

(2) 福祉課題を抱える当事者団体・グループ

(3) 福祉課題解決を目指す活動に取り組む団体・グループ

２　ただし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) ２人以上で構成され、隠岐の島町内に活動拠点があること。

(2) 団体の代表者等の氏名、住所、連絡先等を確認できること。

(3) 国及び地方公共団体でないこと。

(4) 小・中・高校・養護学校、保育所（園）・子ども園、並びに生徒会、クラブ、ボランティア委員会、PTA、保護者会でないこと。

(5) 他の共同募金助成を受けていないこと。

５．交付額の算定方法

この助成金の交付額は、50,000 円を上限額とし、別表２に定める経費科目に要する額とする。

２　算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

６．助成金の交付申請

この助成金の交付を受けようとする実施主体は、助成金交付申請書（様式第１号）を作成し、事前に委員会に申し込むものとする。

７．助成の決定

前条の規定により申請書の提出があったときは、委員会が別に定める審査基準による審議を経て委員会会長が交付を決定する。

8．交付の条件

委員会会長は、この助成金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成金をこの要領に定める交付の目的に反して使用しないこと。

(2) 活動により取得し、又は効用の増加した財産については、事業報告後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

9．支払方法

委員会会長は、必要と認めるときはこの助成金の概算払いをすることができる。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

10. 変更交付等の申請

この助成金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金変更申請書（様式第３号）による変更申請を提出し、その承認を受けなければならならない。

(1) 交付決定額を変更するとき。

(2) 活動内容が大幅に変更する場合（実行コンセプトが同一で、手法が変更される場合や予算総額の変更は除く）。

(3) 事業を中止し、又は廃止するとき。

11. 実績報告書

この助成金の交付を受けた実施主体は、当該交付事業が完了した日、若しくは交付事業の廃止の承認があった日から起算して１ヶ月以内に、事業の成果を記した実績報告書（様式第５号）を委員会会長に提出しなければならない。

12. 返還

委員会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、概算払い、または精算払いを行った助成金の全額又は一部の返還を請求する。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明したとき。

(2) 助成金を対象事業又は対象経費以外に使用したとき。

(3) 助成対象事業が縮小、中止もしくは継続不能、又は助成対象期間内に完了できないとき。

(4) 十分な活動成果が挙げられなかったと判断されるとき。

(5) 助成対象事業の終了時において、事業実績が交付済み額を下回ったとき。

(6) 実績報告書を提出しなかったとき。

2　前項において悪質であると委員会会長が認める場合には、その事実を公表する。

13. 共同募金運動への協力

助成金の交付を受けた実施主体は、可能な限り『共同募金』の周知に努めるとともに『共同募金運動』等に積極的に協力するものとする。

14. その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会会長が別に定める。

（別表１）

対象となる活動	対象とならない活動
（1）見守り活動 例）見守り隊等の組織の設立 例）見守りが必要な世帯への定期的な訪問、声かけ 例）見守り世帯の把握やネットワークづくり **（2）生活支援活動** 例）助け合い組織等の設立 例）高齢者世帯等の暮らしの困りごとを解決する生活支援活動の実施 **（3）防災活動** 例）自主防災組織の設立に向けた勉強会等の実施 例）地区住民の防災意識向上のための活動 **（4）障がい者・当事者団体支援活動** 例）障がい者等の社会参加を支援する活動 例）車椅子で行けるトイレマップ等の作成 **（5）子育て支援活動** 例）子育てサロン等の組織化や活動の拡大 例）子どもの健全育成のための体験・交流活動の実施 **（6）その他の活動** その他、地域住民が主体となり地域課題・生活課題の解決に取り組む活動	(1) 営利を目的とする活動 (2) 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動 (3) 団体・グループ内での親睦会や構成員のみを対象とした交流行事等 (4) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動 (5) 団体の経常的活動経費と認められる活動 (6) 外部への委託費、備品等の購入のみの活動

（別表２）

経　費　科　目	経　　費　　内　　訳
(1)報償費	招聘した講師や指導者に支払う謝金。団体構成員への支払いは対象外。
(2)旅費	招聘した講師の交通費や宿泊費、または、正当性のある理由で事業実施上自己資金等を充当することが困難な団体の交通費や宿泊費の実費相当の旅費。
(3)需用費	事業の実施に主要な役割を果たす消耗品、材料費、印刷代、食糧代、光熱水費など。
(4)役務費	事業の実施に主要な役割を果たす通信運搬費、手数料、損害保険料など。
(5)委託料及び工事請負費	自らの団体等では不可能な技術・知識を要する作業等の外部への委託費等。
(6)使用料及び賃借料	打合会や活動会場の使用料等。
(7)備品・物品等購入費	事業の実施に主要な役割を果たす物品・機材等を購入する経費。

（様式第１号）

記入のポイント

令和〇年〇月〇日

申請書の記入日

隠岐の島町共同募金委員会
会長　　吉田　義隆　　様

安心づくり助成　交付申請書

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業実施要綱に規定する事項について同意の上、関係書類を添えて申請します。

記

正式名称を記入

団体公印、または代表者印を押印

【申請者　・　連絡先】

ふりがな	あおいがおかにこにこのかい		
団体名	葵ヶ丘ニコニコの会		
代表者役職名	代　表	ふりがな	ふくし　はなこ
		代表者名	福祉　花子　印
担当者役職名（代表者と同じ場合は記入不要）	会　計	ふりがな	しゃきょう　ふくこ
		担当者名	社協　福子
連絡・通知先（昼間連絡可能な先）	代表者宛に連絡/通知 ※ 左欄に✔印	✔	担当者宛に連絡/通知 ※ 左欄に✔印
	〒　685　－　0027 隠岐の島町原田 396　（　社協　宅　）		
申請内容で連絡等は、すべてこの連絡先に問い合わせします	電話	2-0685	FAX　2-4517
	E-mail	info@oki-fukushi.net	

正しい口座名義を記入
交付決定後、原則振込で交付します

【振込希望先】

指定金融機関名	本・支店	預金種別	口座番号
葵ヶ丘銀行	隠岐支店	普通	0123－456789
ふりがな	あおいがおかにこにこのかい　だいひょう　ふくし　はなこ		
口座名義	葵ヶ丘ニコニコの会　代表　福祉　花子		

※通帳の写しは不要です。ただし、通帳に明記されているとおりに記載してください。
※ゆうちょ銀行の場合は「口座番号」欄に記号・番号をご記入ください。

（様式第１号 ＞ 別紙１）

【団体情報】

上記どちらにも当てはまらない団体はここに☑

団体名	葵ヶ丘ニコニコの会
区分	☑自治会区、或いは複数の自治会区を範囲として組織される団体・グループ ☐福祉課題を抱える当事者団体・グループ ☐福祉課題解決を目指す活動に取り組む団体・グループ
設立年月	※自治会・区・連合会からの申請の場合は記入不要 ☑S・H・Ⓡ　３年　１月　☐不明
構成員	☐自治会区民（　　名）　☐会員制（　　名） ☑その他（地区内有志５名　　）
主な活動内容	月数回、高齢者宅を訪問し見守りを実施

自治会・区・連合会以外の団体は記入

普段から団体として、行っている活動を簡潔に記入
自治会・区・連合会は、主な活動を簡潔に記入

【申請内容】

事業・活動名	事業活動内容が分かりやすい名称にすること 配食を通じたつながり活動
活動区分	該当する区分に✔を入れる ☑見守り活動　☐生活支援活動　☐防災活動 ☐障がい者・当事者団体支援活動　☐子育て支援活動　☐その他の活動
事業実施期間	令和３年４月 ～ 令和３年１２月
実施予定場所	葵ヶ丘集会所（調理）・葵ヶ丘自治会内（配食活動）
協力予定団体	葵ヶ丘自治会・民生委員・子ども会・青壮年会
事業活動内容	・主に弁当配布を希望する高齢者や障がいのある方へ、月２回会員間で弁当を作り、配布する。 ・手作りの弁当に、子ども会で作成したメッセージカードを付け、青壮年会の協力のもと、弁当の配布に併せ、声掛けを行う。（弁当は安価で提供）
助成を必要とする理由	助成金がないと事業の実施が困難な理由、期待される効果などを記入 元々、地区の有志で独居高齢者宅の訪問活動を行ってきました。これまで行ってきた訪問による見守りに併せ、自分たちが得意な料理づくりが活かせないかと気運が高まり、この度、組織化を行いました。 地区の子ども会や青壮年の団体等と協働し、地域の人々がつながっていけるよう、活動を行っていきたいと考えています。 弁当の食材は、できる限り持ち寄り、利用者には安価で手作り弁当を提供したいと考えていますが、有志で構成された組織のため、財源が少ないのが現状です。活動が軌道にのるまで、活動支援をお願いします。

令和３年４月から令和４年３月まで対象

助成金を活用し、どのような活動を実施するのか簡潔に記入

※申請通りの事業実施ができない場合は、必ず１月末までに事務局まで連絡すること。

（様式第１号 ＞ 別紙２）

申請額を記入

１．収入の部

（単位：円）

項　目	予　算　額	備　考
(1)助成申請額	５０，０００	本助成金交付申請額　※上限額は 50,000 円
(2)自己資金(会費・寄付金等)	１０，０００	@2,000×5 名
(3)参加費		
(4)その他	３０，０００	配食収入@300×100 食
合　計	９０，０００	

収入額の詳細を記入

支出の部予算額合計と必ず一致

２．支出の部

（単位：円）

項　目	予　算　額	うち助成充当経費	内　訳（積算根拠） ※単価や数量等の詳細を記入
(1)報償費			
(2)旅費			
(3)需用費	９０，０００	５０，０００	
①消　耗　品	３０，０００	２５，０００	容器等の消耗品（10,000 円）、マスク
②材　料　代			等アルコール消毒等（15,000 円）
③印　刷　代	１０，０００	５，０００	家庭用印刷機インク（4,000 円）・用紙（1,000 円）
④食　糧　代	３０，０００	１０，０００	食材費（10,000 円）
⑤光 熱 水 費	２０，０００	１０，０００	電気（3,000 円）・ガス（5,000 円）・水道代（2,000 円）
(4)役務費			
①通信運搬費			
②手　数　料			
③損害保険料			
(5)委託料及び工事請負費			
(6)使用料及び賃借料			
(7)備品・物品等購入費			
(8)その他の経費			
※対象外経費			
合　計	９０，０００	５０，０００	

活動に使用する物の単価や数量等の詳細を記入

申請額の金額と必ず一致

※(7) 備品購入費・・・単価にかかわらず、[illegible]に主要な役割を果たす資機材等の物品を購入する場合に記載してください。

収入の部予算額合計と必ず一致

令和３年度「交流づくり助成」募集概要

項　　目	内　　容
１．目　　的	自治会区・公民館分館等の身近なエリアにおいて、互いを敬い、認め合う、地域共生の心を育むことを目的とする。
２．助成対象	同一エリア１申請を原則として、自治会・行政区・ 町内会や公民館分館、婦人会などの地縁型組織
３．対象活動	自治会区・町内会、公民館分館、その他地縁型組織が行う敬老会等の集合型活動、手作り料理の配食等の個別支援型活動を対象とする。 また、対象者や天候等、やむを得ない実情により計画した事業が実施できなかった場合の代替事業についても、予め計画立案されていなければならない。 【 対象活動 例 】 (1) 地区敬老会 (2) 手作り料理の配食　など 【 対象とならない活動 】 (1) 営利を目的とする活動 (2) 単に助成対象者へ既製の記念品のみを贈呈する活動 (3) 特定の個人又は団体のみの利益に寄与する活動 (4) 団体構成員のみを対象とした交流行事等 (5) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動 (6) 団体の経常的活動経費と認められる活動
４．助 成 額	当該地域に居住、または居住していた、助成対象活動に参加、或いは、参加と同等に配慮した、次の各号に掲げる対象者１人あたり 700 円を助成 (1) 当該年度 75 歳以上になられる方 (2) 障害者手帳を所有する方
５．助成の決定	令和３年６月下旬（予定）
６．交付方法	精算（実績）払い
７．募集期間	令和３年２月 10 日(水)～令和３年３月 31 日(水)

令和３年度　隠岐の島町共同募金委員会

「住みよい地域づくり推進プロジェクト事業」助成金交付要領
～ 交流づくり助成 ～

１．通　　則

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業による「交流づくり」助成金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、この要領に定めるところによる。

２．交付の目的

この助成金は、自治会区・公民館分館等身近なエリアにおいて、互いを敬い、認め合う、地域共生の心を育む活動に対して助成することで、明るく住みよい地域社会を創造することを目的とする。

３．助成対象事業の実施期間

この助成の助成対象期間は、交付を受けた当該年度内で実施されるものとする。

４．交付の対象

この助成金は、自治会区・町内会、公民館分館、その他地縁型組織が行う敬老会等の集合型活動、高齢者や障がいのある方等への手作り料理・手作り記念品の贈呈等の個別支援型活動を対象とし、同一エリア１申請を原則とする。

２　前項において、計画した事業が、対象者や天候等、やむを得ない実情により実施できなかった場合の代替事業についても、予め計画立案されていなければならない。

５．交付額の算定方法

この助成金の交付額は、別表左欄に定める助成額とする。

６．助成金の交付申請

この助成金の交付を受けようとする実施主体は、助成金交付申請書（様式第１号）を作成し、事前に委員会に申し込むものとする。

７．助成の決定

前条の規定により申請書の提出があったときは、委員会が別に定める審査基準による審議を経て委員会会長が交付を決定する。

８．交付の条件

委員会会長は、この助成金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成金をこの要綱に定める交付の目的に反して使用しないこと。

(2) 活動により取得し、又は効用の増加した財産については、事業報告後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

9．支払方法

委員会会長は、この助成金の交付を決定した後、実績報告に基づき助成金を交付する。

10. 変更交付等の申請

この助成金の交付決定後、次の各号のいずれかに該当する場合には、変更申請書（様式第３号）を委員会会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 活動内容を大幅に変更するとき（実行コンセプトが同一で、手法が変更される場合や予算額の変更は除く）。

(2) 事業を中止し、又は廃止するとき。

11. 実績報告書

この助成金の交付を受けた実施主体は、当該交付事業が完了した日、若しくは交付事業の廃止の承認があった日から起算して１ヶ月以内に、事業の成果を記した実績報告書（様式第５号）を委員会会長に提出しなければならない。

12. 返　　還

委員会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の全額又は一部の返還を請求する。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明したとき。

(2) 助成金を対象事業以外に使用したとき。

(3) 対象事業が縮小、中止もしくは継続不能となり、又は助成対象期間内に完了できないとき。

(4) 十分な活動成果が挙げられなかったと判断されるとき。

2　前項において悪質であると委員会会長が認める場合には、その事実を公表する。

13. 共同募金運動への協力

助成金の交付を受けた実施主体は、可能な限り『共同募金』の周知に努めるとともに『共同募金運動』等に積極的に協力するものとする。

14. その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会会長が別に定める。

（別表）

助 成 額	助 成 対 象 者
右欄に定める助成対象者１人あたり　700 円　を乗じて得た額	当該地域に居住、または居住していた、助成対象活動に参加、或いは、参加と同等の配慮した、次の各号に掲げる者とする。 (1) 当該年度 75 歳以上になられる方 (2) 障害者手帳を所有する方

（様式第１号）

記入のポイント

令和〇年〇月〇日

申請書の記入日

隠岐の島町共同募金委員会
会長　　吉田　義隆　　様

交流づくり助成　交付申請書

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業実施要綱に規定する事項について同意の上、関係書類を添えて申請します。

記

正式名称を記入

団体公印、または代表者印を押印

【申請者　・　連絡先】

ふりがな	あおいがおかじちかい		
団体名	葵ヶ丘自治会		
代表者役職名	自治会長	ふりがな	ふくし　たろう
		代表者氏名	福祉　太郎　印
担当者役職名（代表者と同じ場合は記入不要）	会　計	ふりがな	しゃきょう　ふくこ
		担当者氏名	社協　福子
連絡・通知先（昼間連絡可能な先）	代表者宛に連絡/通知 ※ 左欄に✔印		担当者宛に連絡/通知 ※ 左欄に✔印
	〒　685　－　0027 隠岐の島町原田 396　（ 社協　宅 ）		
	電話	2-0685	FAX　2-4517
	E-mail	info@oki-fukushi.net	

申請内容や連絡等は、すべてこの連絡先に問い合わせします

正しい口座名義を記入
交付決定後、原則振込で交付します

【振込希望先】

指定金融機関名	本・支店	預金種別	口座番号
葵ヶ丘銀行	隠岐支店	普通	0123－456789
ふりがな	あおいがおかじちかい　じちかいちょう　ふくし　たろう		
口座名義	葵ヶ丘自治会　自治会長　福祉　太郎		

※通帳の写しは不要です。ただし、通帳に明記されているとおりに記載してください。
※ゆうちょ銀行の場合は、「口座番号」欄に記号・番号をご記入ください。

（様式第１号　＞　別紙１）

【助成対象事業の計画】　　※□のある項目は、該当部分に✔

主催者分類	☑ 自治会区　□公民館　□その他（　　）		
実施予定日	令和　３年　９月　２０日（月）		
実施予定場所	葵ヶ丘集会所		
協力団体/者	☑ 自治会　□ 公民館分館　☑ 婦人会　□ 老人クラブ □ 親子会　☑ 子ども会　□ 青壮年会　□ 住民有志 □ その他（　　）		
実施事業名	葵ヶ丘自治会　敬老会		
実施内容区分	☑ 敬老会　□ 手作り弁当の配食活動　□ 手作り記念品贈呈活動 □ その他（　　）		
事業に参加しなかった助成対象者への対応	☑ 記念品の配布　□ 弁当折りの配布 □ その他（　　）		
計画した活動が対象者や天候による事情等により変更することとなった場合の「代替事業」	☑ 記念品の配布　☑ 弁当折りの配布 □ その他（　　）		
助成対象者数	３９名	助成金算定額 （助成対象者計×700 円）	２７，３００円

対象予定者の総数を記入

【収支予算表】

	項　目	予算額（円）	備　考
収入	助成金交付予定額	２７，３００	本事業助成金
	自己資金	１４２，７００	自治会会計より繰り出し
	参加費		
	合　計	１７０，０００	

	項　目	予算額（円）	備　考
支出	諸謝金・交通費	１０，０００	演芸披露謝金
	材料代	３０，８００	そば等材料代
	通信費		
	会場使用料		
	食材料・食事折り代	７８，０００	弁当折り
	記念品料 等	３１，２００	記念品お茶セット
	その他	２０，０００	役員飲食代
	合　計	１７０，０００	

収入と支出の合計が同額か確認

令和３年度「ふれあいサロン助成」募集概要

項　　目	内　　容
１．目　　的	「ふれあいサロン活動」を推進し、地域における福祉コミュニティの形成に資することを目的とする。 ※　ふれあいサロン活動とは、身近な地域において、高齢者や障がい者、子育て中の親等とボランティアとが、協働で企画・運営をする仲間づくりの場を開設することで、孤立感の解消、見守り、閉じこもり予防、介護予防、健康維持・向上を図る活動
２．対象団体	自治会区、町内会、ボランティア、当事者組織等、地域住民が主体となって小地域福祉活動に積極的に取り組む住民グループ
３．対象活動	「１．目的」に掲げる内容で、次の要件を全て満たす活動。 (1) 年間８回以上の開催計画があること。 (2) 自主運営や活動の継続性を図るための財源確保策に努められていること（参加者からの会費徴収や自治会等からの助成）。 (3) 対象者（高齢者や障がい者、子育て中の親等）が集まりやすい場所が確保されていること（地域の集会所や個人宅等、公共施設）。 (4) 対象者（高齢者や障がい者、子育て中の親等）が、気軽に参加できるよう努めていること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず計画通り実施出来ない月には、訪問・手紙等で対象者の安否確認や声かけ活動を行うこと。 【 対象とならない活動 】 (1) 営利を目的とする活動 (2) 特定の個人又は団体構成員のみを対象とした交流行事等 (3) 運営者のみを対象とした例会や学習会、打合せ会等 (4) 特定の内容を毎回実施する教室・サークルに準じる活動や、高齢者、障がい者等の志縁型組織が、会員のみを対象とする活動 (5) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動
４．助成額	一律 30,000 円
５．助成の決定	令和３年６月下旬（予定）
６．経費科目	報償費・旅費・需用費・役務費・使用料及び賃借料 ・備品/物品等購入費
７．交付方法	一律交付
８．募集期間	令和３年２月 10 日(水)～令和３年３月 31 日(水) ※ 新規設立等の場合は６月末まで受け付ける。なお、予算額に達した場合は、６月以前であっても助成しない。

令和３年度　隠岐の島町共同募金委員会

「住みよい地域づくり推進プロジェクト事業」助成金交付要領
～ ふれあいサロン助成 ～

１．通　　則

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業による「ふれあいサロン」助成金の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、この要領に定めるところによる。

２．交付の目的

この助成金は、身近な地域において、高齢者や障がい者、子育て中の親などの当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営をする仲間作りの場を開設することで、孤立感の解消、見守り、閉じこもり予防、介護予防、健康維持・向上を図る活動（以下「ふれあいサロン」という。）に対して助成することで、明るく住みよい地域社会を創造し、地域における福祉コミュニティの形成に資することを目的とする。

３．助成対象事業の実施期間

この助成の助成対象期間は、交付を受けた当該年度内で実施されるものとする。

４．交付の対象

この助成金は、次の要件を全て満たす本要綱第２条に掲げる「ふれあいサロン」を対象とする。

(1) 年間８回以上の開催計画があること。

(2) 自主運営や活動の継続性を図るための財源確保策に努められていること。

(3) 対象者が集まりやすい場所が確保されていること。

(4) 対象者（高齢者や障がい者、子育て中の親等）が、気軽に参加できるよう努めていること。
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず計画通り実施出来ない月には、訪問・手紙等で対象者の安否確認や声かけ活動を行うこと。

２　ただし、次の各号に掲げる活動は対象外とする。

(1) 営利を目的とする活動

(2) 特定の個人又は団体構成員のみを対象とした交流行事等

(3) 運営者のみを対象とした例会や学習会、打合せ会等

(4) 特定の内容を毎回実施する教室・サークルに準じる活動や、高齢者、障がい者等の志縁型組織が、会員のみを対象とする活動

(5) 政治活動又は宗教普及を目的とする活動及びそれらの活動と一体性を持つ活動

５．交付額の算定方法

この助成金の交付額は、別表１左欄に定める額とし、別表２に定める経費科目に要する額とする。

６．助成金の交付申請

この助成金の交付を受けようとする実施主体は、別表１右欄に定める期日までに、助成金交付申請書（様式第１号）を作成し、事前に委員会に申し込むものとする。

7．助成の決定

前条の規定により申請書の提出があったときは、委員会が別に定める審査基準による審議を経て委員会会長が交付を決定する。

8．交付の条件

委員会会長は、この助成金の交付の決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 助成金をこの要領に定める交付の目的に反して使用しないこと。

(2) 活動により取得し、又は効用の増加した財産については、事業報告後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

9．支払方法

委員会会長は、前条において交付を決定した場合、別表１左欄に定める額を交付する。

10. 変更交付等の申請

助成金の交付を受けた内容を変更・廃止しようとする場合は、変更申請書（様式第３号）を委員会会長へ提出し、その承認を受けなければならない。

(1) サロン名称及び会則等規約の変更をするとき。

(2) 助成を辞退するとき。

11. 実績の報告

この助成金の交付を受けた実施主体は、当該交付事業が完了した日、若しくは交付事業の廃止の承認があった日から起算して１ヶ月以内に、事業の成果を記した実績報告書（様式第５号）を委員会会長に提出しなければならない。

12. 返還

委員会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、交付した助成金の全額又は一部の返還を請求する。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金を受給したことが判明したとき。

(2) 助成金を対象事業以外に使用したとき。

(3) 対象事業が縮小、中止もしくは継続不能となり、又は助成対象期間内に完了できないとき。

(4) 十分な活動成果が挙げられなかったと判断されるとき。

(5) 実績報告書を提出しなかったとき。

2　前項において悪質であると委員会会長が認める場合には、その事実を公表する。

13. 共同募金運動への協力

助成金の交付を受けた実施主体は、可能な限り『共同募金』の周知に努めるとともに『共同募金運動』等に積極的に協力するものとする。

14. その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、委員会会長が別に定める。

(別表１)

助　成　額	期　　日
一律 30,000 円	当該年度６月までの申請を受け付けるものとする。なお、予算額に達した場合は、６月以前であっても助成しない。

(別表２)

経　費　科　目	経　　費　　内　　訳
(1)報償費	招聘した講師や指導者に支払う謝金。団体構成員への支払いは対象外。
(2)旅費	招聘した講師の交通費や宿泊費、または、正当性のある理由で事業実施上自己資金等を充当することが困難な団体の交通費や宿泊費の実費相当の旅費。
(3)需用費	事業の実施に主要な役割を果たす消耗品、材料費、印刷代、食糧代、光熱水費など。
(4)役務費	事業の実施に主要な役割を果たす通信運搬費、手数料、損害保険料など。
(5)委託料及び工事請負費	自らの団体等では不可能な技術・知識を要する作業等の外部への委託費等。
(6)使用料及び賃借料	打合会や活動会場の使用料等。
(7)備品・物品等購入費	事業の実施に主要な役割を果たす物品・機材等を購入する経費。

（様式第１号）

記入のポイント

令和〇年〇月〇日

申請書の記入日

隠岐の島町共同募金委員会
会長　　吉田　義隆　　様

ふれあいサロン助成　交付申請書

住みよい地域づくり推進プロジェクト事業実施要綱に規定する事項について同意の上、関係書類を添えて申請するとともに、隠岐の島町ボランティアセンターへ登録します。

記

正式名称を記入

団体公印、または代表者印を押印

【申請者　・　連絡先】

ふりがな	ふれあいさろん・あおいがおか		
会名称	ふれあいサロン・葵ヶ丘		
代表者役職名	代　表	ふりがな	ふくし　たろう
		代表者名	福祉　太郎　印
担当者役職名（代表者と同じ場合は記入不要）	会　計	ふりがな	しゃきょう　ふくこ
		担当者名	社協　福子
連絡・通知先（昼間連絡可能な先）		代表者宛に連絡/通知 ※ 左欄に〇印	〇　担当者宛に連絡/通知 ※ 左欄に〇印
	〒　６８５　－　００２７ 隠岐の島町　原田 396（社協　宅）		
	電話	２－０６８５	FAX　２－４５１７
	E-mail	info@oki-fukushi.net	

申請内容や連絡等は、すべてこの連絡先に問い合わせします

正しい口座名義を記入
交付決定後、原則振込で交付します
（個人口座も可）

【振込希望先】

指定金融機関名	本・支店	預金種別	口座番号
葵ヶ丘銀行	隠岐支店	普通	０１２３－４５６７８９
ふりがな	ふれあいさろん・あおいがおか　だいひょう　ふくし　たろう		
口座名義	ふれあいサロン・葵が丘　代表　福祉　太郎		

※ 通帳の写しは必要ありません。ただし、通帳に明記されているとおりに記載してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、「口座番号」欄に、「記号・番号」を記載してください。

（様式第１号 ＞ 別紙１）

【基本情報】　※□のある項目は、該当部分に✔

活動属性	☑自治会活動の一環　□公民館活動の一環　□自主的な互助活動 □他（　　）
活動拠点	□集会所　☑公民館　□空き家　□関係者宅（　　） □公共施設（　　）　□民間施設（　　） □学校空き教室（　　）　□他（　　）
参加対象地域	□自治会区　☑公民館区　□旧町村（　　）　□全町 □小学校区　□中学校区　□他（　　）
対象者	☑高齢者　☑障がいのある方　□子育て中の親子　□他（　　）
構成	☑会員制（男性　３名：女性　９名：合計　１２名） □対象地域全住民 □他（
協力者	□住民有志　☑~~会員互助~~　□他（
参加者負担金	□０～200円台　☑300～500円台　□600～800円台　□900～1,000円 □1,000以上（　　）　□必要に応じて徴収
基本開催日	※地域の諸事情による急な日程変更を除く ☑毎回固定（月　１回：第　３木曜日）　□不定期（月　　回）
平均開設時間	□２時間以内　□２～４時間　☑４～６時間　□６時間以上
食事の有無	☑毎回あり　（□手作り　☑一部手作り　□既製品　□持ち寄り） □不定期であり（□手作り　□一部手作り　□既製品　□持ち寄り） □なし

１回のサロンにつき参加者が負担するお金

【実施計画】　※□のある項目は、該当部分に✔

年間開催予定数	１２　回	年間参加予定数	１４４　人

年間開催予定数×月の参加予定者数

主な活動予定内容

☑健康・介護予防体操	☑茶話	□カルタ・花札・囲碁・将棋等の卓上教養活動
□健康チェック	□手芸・制作活動	☑他（　　）
☑軽スポーツ	□講話・講演・講習等	
☑会食・配食	☑バスハイク等外出	

活動予定のものをすべて☑する

【収支予算表】

	項目	予算額
収入	助成申請額（本助成金）	３０，０００
	自己資金	４５，０００
	その他	
	合計	７５，０００

	項目	予算額
支出	報償費（講師等謝金）	１０，０００
	旅費（講師等旅費）	
	需用費（材料・茶菓代等）	３５，８００
	役務費（切手・電話代等）	４，２００
	委託料（バス代等）	２５，０００
	使用料・賃借料（会場）	
	備品・物品等購入費	
	合計	７５，０００

収入と支出の合計が同額か確認

島根県共同募金会隠岐の島町共同募金委員会
審　査　基　準

1　目　的

この基準は、『住みよい地域づくり推進プロジェクト事業』助成金交付要領第７条に規定する助成決定にかかわる審査に関し、必要な事項を定めるものとする。

2　審査方法

審査の方法は、助成区分ごとに別表１に定める方法により行うものとする。

（別表１　審査方法・区分）

審　査　方　法	助　成　区　分
①　審査委員会審査	安心づくり助成、社協助成
②　局内審査	交流づくり助成、ふれあいサロン助成

２　審査にあたっては、ユニークで、且つ開拓性のある活動を優先するものとする。

３　社協並びに委員会による精査・確認により、「隠岐の島町地域福祉活動計画」や社協事業計画における重点事業と合致すると認められる活動にあっては、その効果を全町的に波及させるため、本基準や助成区分等に関わらず助成対象として選考するものとする。

3　評価項目及び評価の着眼点

別表１-①の審査にかかわる評価項目及び評価の着眼点については、別表２に定めるところによる。

（別表２　評価項目・評価の着眼点）

評価項目	優先順位	評価の着眼点
企画性	1	・地域社会の状況に応じた必要な取り組みか。
継続性	2	・助成事業終了後も継続実施され、その成果の広がりを期待できる活動か。
連携性	3	・自らの団体だけでなく、地域の様々な団体や機関、人との連携や協働が志向された活動か。
還元性	4	・多くの方が活動に参加できるよう対象者の設定や周知方法が　　工夫されているか。
経費の妥当性	5	・助成金の必要性が明確で、活動の内容に見合った経費見積もりとなっているか。

２　別表１-②の審査については、前条第２項に基づき審査し、予算の範囲内にて交付する。

4　評価の方法

前条第１項にかかわる評価方法については全評価項目・着眼点を総合的に勘案し、別表３に定める３段階とする。

（別表３　評価・採点方法）

採点方法	○	△	×
評　価	助成対象として適当	助成対象として、一応可	助成対象としない

２　前項において、委員の過半数以上が×の評価をした場合、原則助成の対象外とする。ただし、条件を付した上で助成対象として「復活採択」とすることができる。

附　則

この基準は、平成 25 年２月１日から施行し、平成 25 年４月１日から適用する。

この基準は、平成 27 年４月 24 日から施行し、平成 27 年４月１日から適用する。

この基準は、令和３年１月 22 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。